

小考 大津事件

岩村 等

目次

- 一 はじめに
- 二 犯行
 - 1 事件の概要
 - 2 予審経過
 - 3 犯行
 - (1) 犯行現場見取り図
 - (2) 第一撃について
 - (3) ロシア皇太子の負傷の状態
 - 4 殺意・動機などについて——犯行の法的評価にかかわって——
 - (1) 被告の経歴
 - (2) 被告の性格
 - (3) 被告の病歴
 - (4) 計画性について
 - (5) 犯行の動因
- 三 罪刑について
 - 1 刑法上の謀殺・故殺
 - 2 学説——宮城浩蔵の『刑法講義』(二八八四(明治一七)年六月)

- 3 未遂について
- 4 大審院判例
- 4 大津事件の罪刑
- 付図 大津を中心とした周辺地図

一 はじめに

今から約一七年前の一八九一（明治二四）年五月一日（月曜日）のことであつた。その日の午後一時五〇分ごろ、来日中のロシア皇太子が大津市内で警備中の巡查に襲撃された。わずかに十数秒の間の出来事であつたが、これが世に大津事件（あるいは湖南事件）といわれている。国賓である大國ロシアの皇太子がよりにもよつて警備の任にあつた警察官に襲撃されたので、日本にとつて内政・外交両面における大失態であつた。この事件は日本国中を震撼させ、事件の後始末をめづつて司法権独立の問題とも関係して、一つの大きな政治問題にも発展したのである。

ロシア皇太子を襲撃した巡查津田三蔵の裁判は五月二七日にあつた。大津地方裁判所で開催された大審院法廷によつて審理された。当日午後六時三〇分大審院は被告津田三蔵に謀殺未遂の罪により無期徒刑を言い渡した。この判決は、皇室罪を適用して被告に死刑判決を下すことを求めた政府の方針に反するものであつた。事件が発生してから判決が下されるまでの政府と司法部の争いは、明治国家の実態そのものであつた。それゆえに、大津事件は尾佐竹猛「露国皇太子大津遭難湖南事件」^①以来多くの論客たちが折にふれて取上げてきたのであつた。こうした論著の文献目録は尾佐竹猛著三谷太一郎校注『大津事件——ロシア皇太子大津遭難——』（岩波文庫、一九九一年）^②や山中敬一『論

考大津事件』(成文堂、一九九四年)⁽³⁾の巻末でくわしく紹介されているところである。これらの論者は政府と司法部の裁判(どのような判決を下すのか、すなわち、犯罪の特定と量刑)をめぐる争いに光をあて、その政治的・歴史の意味を明らかにしようとするものがほとんどであった。

しかし、大津事件における犯行そのものについて論じた業績も若干ながらある。それは、事件後約五〇年たつてから執筆された安斎保『大津事件に就て』(司法省・思想研究資料特輯第六五号、一九三九年)⁽⁴⁾と、一〇〇年以上経つて公刊された礪川全次『大津事件と明治天皇』(批評社、一九九八年)および鎌倉利行『大津事件考』(大阪大学出版会、二〇〇三年)である。東京控訴院判事であつて司法省の昭和一四年度思想特別研究員である安斎保氏の『大津事件に就て』は、上下あわせて一〇五一頁からなり、露国皇太子の訪日の由来、大津における犯行の発生から、主として予審判事による捜査、裁判、判決の言い渡しまでの司法過程の全般、および裁判をめぐる政府と司法部の関係全般、さらに判事や被告やその他の関係者のその後の略歴までを扱う大津事件の総合的研究である。ノンフィクションライタ―である礪川全次氏の『大津事件と明治天皇』は、大津事件の政治過程について明治天皇を初めとする権力中枢の動向に焦点を当てて論ぜられているが、同書の第一章において津田三蔵の殺意について論ぜられている。弁護士で大阪弁護士会会長も歴任された鎌倉利行氏は『大津事件考』において被告人の側から大津事件を見るといふ観点を提起され、被告人津田三蔵の動機に焦点をあてて稿を進められた。

本稿は、安斎氏・礪川氏・鎌倉氏の著書から示唆をうけて、犯罪の基本的な過程を再構成し、判決の法制史的な検討を行おうとするものである。犯行はわずか数十秒間(極端に言えば一〇秒前後のことであつたかもしれない)の大きさごとであるが、犯行の状況(安斎氏によれば凶行の状況)を証拠に照らして仔細に検討されたのは安斎氏以外に見当たらない。氏の考証は微に入り細を穿つもので十分に説得力のあるものであるが、被告の証言と目撃者の証言の間

には微妙なずれがある。こうした点も念頭において、筆者は、主として安齋氏の『大津事件に就て』に掲載された第一次資料に基づいて犯行の状況を再構成したいと考えている。筆者がこうしたことを行おうとするのには理由がある。それは裁判員制度を念頭においているからである。裁判員制度は死刑または無期懲役などの極刑に処せられる可能性のある事件を、裁判官と市民から選ばれた裁判員の合議によって裁判を運営して判決を言い渡す制度である。この裁判は市民の負担も考慮して短期間で公判を進めると想定されている。その場合に事件の真実をどのように再現するかが非常に重要になってくる。現在裁判員制度導入のためにその準備が法曹界によって精力的に進められているが、その一貫として模擬裁判が行われている。現実の事件を基にした同一のシナリオで各地の裁判所で市民と法曹とによって模擬裁判が実施されているが同一の事件によって異なる判決が出されているようである。その原因は多様なものであるが、政治的な理由から公判の速度を速めたことが主たる原因となつてはいけなのではないか。そうしたことを回避するためにも大津事件は大いに参考となる事件であると考えられる。大津事件は、事件発生から判決までわずか一七日間を要したにすぎない。その意味で短期間の裁判が生み出すさまざまな問題点を大津事件は持つているのではないかと筆者は考えている。そういう次第であらためて大津事件の犯行の状況を再現したのである。

また、筆者が気になっているのは大津事件の罪刑である。津田三蔵の犯行は、大津地裁の予審判事（土井庸太郎）による五月一日付けの検証調書からすでに謀殺未遂の事件とされ、大審院の判決においても謀殺未遂で無期徒刑の判決が下された。この罪刑について被告人の弁護士も法廷において異を唱えることはなかった。筆者は罪刑の可否を問うつもりはない。むしろこの罪刑の歴史的背景について検討を加えたいと思つている。すなわち、当時の刑法学と判例の動向である。ポアソナードの教えを受けた宮城浩蔵などの当時の第一線の刑法学者が謀殺故殺とその未遂についてどのように論じていたのか、また、明治一三（一八八〇）年に公布され明治一五（一八八二）年から施行された

刑法（旧刑法）によつて、大審院が謀殺故殺とその未遂事件についてどのような判決を残したのか、を検証するものである。このような作業の中で大津事件の罪刑の歴史的な位置づけを試みてみたい。

一 犯行

1 事件の概要

ロシア皇太子ニコライは、皇帝アレキサンドル三世の名代としてウラジオストックにおけるシベリア鉄道の起工式に出席するため、一八九〇（明治二三）年一〇月二三日ペテルブルグを出発した。ロシア皇太子の一行は、途中ギリシア国王の第二皇子ジョージ親王と合流し、セイロン、サイゴン、香港などを歴訪して、一八九一（明治二四）年四月二七日に長崎に到着した。幕末以来の日露関係はかならずしも良好なものではなく、ロシアが一層極東に目を注ぐようになってから、日本の政府や国民のロシアに対する警戒心は高まる気配をみせていた。このような中でロシア皇太子訪日は日本政府にとつて日露関係の改善に資するものみなされ、日本政府は皇太子を国賓として大いに歓迎しようとする用意を整えていたのである。しかし一方で、大規模な艦隊を引き連れたロシア皇太子の訪日は、イギリスなどの思惑ともからみあつて、日本国民の中に将来に備えての軍事偵察ではないかというような強い疑念を生み出していた。

長崎に上陸したロシア皇太子一行は海路を取り、鹿児島に立ち寄つてから五月九日神戸に上陸即日京都に入った。五月一日午前八時三〇分、ロシア皇太子一行は宿舎の常盤ホテルを大津遊覧へと出発した。一行の大津までの旅程は京都の山科を経由し、滋賀県に入って、追分、八町筋、石川小川、北国、神出を経て、三井寺に至るといふもので

あつた。それから琵琶湖疎水治いに三保ヶ崎築地より船にて唐崎に上陸、再び唐崎より乗船して大湖汽船棧橋にて下船し、それより浜通りを東に向かい滋賀県庁に入つて昼食を摂つた。県庁からは京町通を西に取り、八町筋に出て、もと来た道を逆に帰京する予定となつていた。

さて、昼食後午後一時三〇分ごろ滋賀県庁を出発したロシア皇太子の人力車は、北北東に一〇〇メートル(約一町)ほど行つてから左に曲がり、京町通に入り北西に向けて京都への帰路についた。皇太子乗車の人力車が左に曲がつてから二〇〇乃至三〇〇メートル(二、三町)ほど進み下小唐崎町にさしかかると、車列からみて右側、通りの北側に直立して警備についていた一人の巡査がいきなり無言のままロシア皇太子に帯剣を抜いて切りかかり二太刀を与えた。その後、ロシア皇太子は難を避けようと人力車から飛び降りて通りの左側を三井寺方面に駆けた。襲い掛かつた巡査は抜刀を右手にもつてロシア皇太子を追いかけてしようとしたが、ギリシア皇子ジョージ親王と人力車夫たちの機転を利かした行動によつて取り押さえられ、警察官に引き渡されたものである。騒ぎのなかで車夫の一人が津田三蔵の落としたサーベルで、倒れた津田の背部を切りつけ三蔵は重傷を負つた。

ロシア皇太子の傷は意外と軽傷で済んだが、現場における応急手当を受けた後、人力車で県庁に戻り、列車にて馬場駅(現在の膳所駅)から京都に向かい、夕刻常盤ホテル着、医師の手術を受け午後一〇時三〇分に無事終了した。この間の治療はすべて皇太子付きのロシア人侍医が実施し、明治天皇によつて派遣された侍医ですら傷の拝見すらかなわなかつたのである。一二日午前六時三十分、明治天皇は新橋発の列車に乗られ午後一〇時五分京都に着かれた。一三日午前一一時、明治天皇が常盤ホテルに皇太子を見舞われ、ロシア皇太子は明治天皇の同乗のもと午後四時三〇分発の特別列車で神戸に向かい、六時三〇分に到着し、ロシア皇太子は乗艦であるアゾヴァ号に帰還された。やがてロシア皇太子らの艦隊は一九日にウラジオストックに向けて神戸を出港した。

日本政府と司法部の間では、この間京都が舞台となつて時には天皇臨席のもと重要な会議が連日のごとく開催され、当面の対策、ロシアに対する謝罪、裁判、賞罰の件、などが議論され、必要に応じて措置され、天皇も二一日には東京に帰られた。その後、二七日午後〇時三〇分より津田三蔵を被告とする大審院の法廷が大津地方裁判所で開廷され、夕刻に判決があり、津田三蔵には謀殺未遂により無期徒刑が申し渡されたのである。二九日には外務大臣青木周蔵が、六月一日には司法大臣山田顕義と内務大臣西郷従道が職を辞した。

五月二七日の判決申し渡しの後津田三蔵は滋賀県監獄署に収監された。五月三〇日になつて兵庫仮留監に移され北海道の集治監への移送を待った。六月二四日になつて津田は北海道に移送されることになり、船で護送され七月二日に釧路集治監に収容された。犯行現場において重傷を負い、また自殺の恐れがある津田三蔵に対する当局の手当では食事も含めて慎重かつ手厚いものがあつたが、九月七日より感冒から急性肺炎の症状を示すようになり集治監として相当十分な看護を受けたにもかかわらず二六日には危篤状態となり、二九日午前〇時三〇分に死亡した。津田の墓は伊賀市上野寺町一一八一にある大超寺の墓域内にあり法名は慈観道本居士である。⁽⁶⁾

2 予審経過

大津事件当時も含めて戦前の日本の刑事訴訟手続きでは予審という制度があつた。予審は、基本的に捜査を終了した検事が重罪であると考えた事件について予審判事に請求することによつて開始される。予審判事は、当該事件が正式の裁判の審理に耐えうる証拠を十分備えているかどうかを検証し、裁判の審理に耐えうると判断したときには該当する裁判所に審理を付す旨の言い渡しを行う。日本では、治罪法（明治一三年）・刑事訴訟法（明治二三年・大正一一年）を通じて予審制度が存在し、一九四九年の刑事訴訟法改正によつて廃止された。大津事件当時は、治罪法の規

定を継承した明治二三年に施行されたばかりの刑事訴訟法が適用された。予審制度には現行犯の予審(明治二三年刑事訴訟法第一四二条以下、治罪法第二〇一条以下)というものがあり、予審判事が検事より先に現行犯があることを知った場合には検事の請求を待たずに直ちに当該事件につき予審を開始することができるのである。大津事件は現場に予審判事が居合わせた現行犯罪であり、この現行犯の予審の規定が適用され、大津地方裁判所の予審判事土井庸太郎・三浦順太郎の両氏が、犯人が警察官によつて拘束された直後から現場の検証を行い、凶器のサーベルを押収し、被告の勾留状を発行した。そして、当日午後四時には、土井庸太郎名で大津地方裁判所検事山本正巳あてに、検証調書・押収目録・勾留状を送付したのである。⁷⁾

山本検事は以上の送付を受けて、現行犯の予審を続けるのは勿論であるとして書類を土井予審判事に即日返還し、土井・三浦予審判事を中心として予審手続が五月一八日まで(実質的には一五日まで)電話などの最新通信手段も駆使して不眠不休で精力的に続けられた。また、帝国憲法・裁判所構成法・新刑事訴訟法の制定から間もない時期の大事件であつたから、土井・三浦両判事にとつては「ずいぶんやりがいのある仕事ではなかつた」と思われる。さて、予審の取調内容は、検証二回(内嘱託一回)、家宅搜索一回、被告訊問四回、証人または参考人訊問三八回(内嘱託一三回) 訊問対象者数三三名(内嘱託二二名)、鑑定人訊問一回、押収品一件、取調関与官人員予審判事五名(内三名受託判事) 区裁判所判事一名というものであつた。この内容をより詳細に分類して示すと以下のようなになる。⁸⁾

○人力車夫関係

五月一日 車夫西岡太郎吉、向畑治三郎、和田彦五郎、北賀市市太郎四名に対する証人訊問嘱託(予審判事土井庸太郎より京都地方裁判所予審掛に宛てたもの)

五月二二日

京都地方裁判所予審判事よりの証人西岡太郎吉外三名に対する嘱託訊問調書回送

証人 車夫 西岡太郎吉訊問 受託予審判事 小室確爾

” ” ” 北賀市市太郎 ” ” 河村松三郎

” ” ” 向畑治三郎 ” ” 小室確爾

” ” ” 和田彦五郎 ” ” ”

五月三日

希臘親王車夫二名（北賀市を除く）証人訊問嘱託及び同回答

証人 車夫 藤川角次郎訊問 受託予審判事 河村松三郎

” ” ” 安田鉄次郎 ” ” ”

○現場付近の通りの両側居住者関係

五月一日

証人 永井長助 ” 土井予審判事

” ” ” 園善兵衛 ” ” ”

” ” ” 津田岩次郎 ” ” ”

” ” ” 岩田吉兵衛 ” ” ”

五月二日

” ” ” 中井半之助 ” ” 三浦予審判事

” ” ” 酒井岩造 ” ” ”

説

”

小林幾治郎”

”

伊藤市兵衛”

○警察関係

五月一日

証人 巡査 大橋力松の訊問

三浦予審判事

” ” 大竹正貫(第一回) ”

”

” ” 羽山眞道”

”

” ” 藤谷幹一(第一回) ”

”

巡査藤田丑太郎復命書檢事より受領

証人 巡査 菊池重清訊問

土井予審判事

” ” 横田長文”

”

” ” 江木猪亦”

”

五月二日

” ” 巡査 富家利八(第二回) ”

三浦予審判事

” ” 警部 木村武(第一回) ”

”

五月三日

証人 巡査 富家利八(第二回) 訊問

”

五月四日

証人 警部 西村季知 三浦予審判事

” 巡査 大竹正貫(第二回) 訊問 ”

” 百田金吾 ”

” 藤谷幹一(第二回) ”

警部竹中節に対する証人訊問嘱託及び同回答

証人 警部 竹中節(第一回) 訊問 受託予審判事 岡田透

同書類追送

証人 ” 竹中節(第二回) 訊問 ”

五月一五日

証人 警部 木村武(第二回) 訊問 三浦予審判事

証人竹中節より証言訂正方上申書回送京都地方裁判所予審判事より被告三藏佩劍の所有者照合及び同回答

○ロシア皇太子関係

a 容態

五月一二日

露太子治療に関係せし医員訊問方嘱託(三浦予審判事より京都地方裁判所予審掛へ宛たるもの)及び同回答——但し

前送の分

同嘱託——後送の分

五月一三日

右囑託に対する回答（但し後送の分）

証人 侍医 池田謙齋 訊問 受託予審判事

岡田透

露太子侍医聴取方囑託同回答

b 帽子

五月一二日

事実参考人 服部つる 訊問

土井予審判事

五月一三日

露太子帽子の切断の箇所等調査囑託及び同回答

○被告津田三蔵関係

五月一日

被告 津田三蔵住家家宅捜査

土井予審判事

事実参考人 津田き越（被告妻） 訊問

被告三蔵の父又は母その他三蔵の病氣を知る者に対する証人若しくは参考人訊問囑託（土井予審判事より上野区裁判

所判事に宛てたるもの）

五月一二日

三重県警部より滋賀県警部長に宛てたる被告三蔵先年発狂せしことある旨の電報訳文及び滋賀縣警部長より大津地方

裁判所検事正宛右回送書の受付

被告三蔵に対する医師村治重厚外一名検按書受付

五月一三日

被告三蔵原籍調嘱託（電報）、同回答（電報）及び訳文受付

上野区裁判所判事よりの嘱託回答

参考人

津田きの（被告実母） 訊問 受託判事 田中維寧

証人

菅野亮太郎（嘗て被告を診察せる医師）

津田きの方検証調書

五月一四日

上野区裁判所判事の書類同送致

証人

三井鉄吉（郷里の巡查） 訊問 受託判事田中維寧

参考人

岡本静馬（被告義兄）

五月一五日

鑑定人

野並魯吉訊問

五月一七日

鑑定人野並魯吉鑑定書受付

○被告訊問

五月一日

被告

津田三蔵（第一回） 訊問

五月一二日

三浦予審判事

説

被告 三蔵第二回訊問

五月三日

被告 三蔵第三回訊問

五月四日

被告 三蔵第四回訊問

論

三浦予審判事

○予審終結手続き

五月八日

予審終結意見請求書發送

同検事山本正己意見書受付

管轄違の予審終結決定（但し先に発した勾留状を存す）

三浦予審判事同決定を被告に送達す

以上のような経過で実施された大津地方裁判所による予審は大量の調査・検証を一気に行ったもので、外国の賓客に対する犯行であるゆえにその処罰が急がれたから、急ぐ余りの弊害も種々生じたと思われる。

さて、予審で取り調べにあつた上記の証人のうち、実際に犯行現場を目撃したのは人力車夫と現場付近の両側居住者だけであり、しかも犯行当時の彼らの所在位置によつて目撃証言には相当の濃淡がある。なお警察関係者には目撃者が一人もいない。彼らの証言や復命書によれば、巡査たちは現地の警備に集中しており、異変に気づいたときには被告は車夫らによつて取り押さえられていたと言ふ。当時の狭い道路における見物人たちの混雑の整理に気を取られ、まさか不測の事態が警備に当たる巡査から起こるとは思っていないので、巡査たちが自分たちの職務に集中して

その瞬間に気づかなかったというのは真実であったと思われる。

3 犯行

(一) 犯行現場見取り図

犯行の状況を分かりやすくするために、安斎氏が作成した犯行当時の現場見取り図を以下に掲載する。⁽⁹⁾この図は相当正確なものである。安斎氏は、事件後四八年を経る間に建物・道路その他の景況が変遷した経過を正確にふまえて、当時の検証調書に付けられた現場図面、訊問記録を参照の上この見取り図を作成された。ロシア皇太子の人力車の位置、ロシア皇太子が難を避けようとして駆けた走路、ロシア皇太子が応急手当を受けた家、被告が警備のために立っていた所、被告がロシア皇太子に襲撃を加えた所、被告がロシア皇太子を追跡しようとして倒れた所、被告のものと思われる血痕の位置、人力車夫の位置、現場の通りの両側居住者たちの屋敷の配置などが非常に詳細に書き込まれていて、犯行状況を理解する上で大変頼りになる。

人力車夫の位置関係であるが、ロシア皇太子の人力車は、挽き手（梶棒）が西岡太郎吉、右側後押しが和田彦五郎、左側後押しが向畑治三郎であった。ギリシア皇子の人力車は、挽き手（梶棒）が藤川角次郎、右側後押しが北賀市市太郎、左側後押しが安田鉄次郎であった。津田三蔵による犯行の第一撃がロシア皇太子の人力車の右横からであったので、位置関係から見て、ロシア皇太子の右側後押しの和田、ギリシア皇子の挽き手の藤川、右後押しの北賀市が目撃した可能性が高い。

現場の通りの両側居住者については、上記の見取り図の右側の居住者が犯行を目撃した可能性が高い。すなわち、津田岩次郎、中井半之助、伊藤市兵衛、岩田吉兵衛である。このうち、中井半之助は近隣の火災の後始末と風邪ひき

(2) 第一撃について

目撃証言のなかで、被告がその帯剣（日本刀を改造して作製されたサーベル（洋刀））によつて実行した第一撃の模様について意見が分かれたのである。すなわち、第一撃において、被告が帯剣を両手で握っていたのか、片手で握っていたのかという点について目撃証言が車夫と現場の通りの両側居住者ではつきり分かれるのである。

安斎氏によると第一撃は次のようになる。「さてこの第一撃は、多数の証言によれば、これは太子の車の前方からではなく、横の方から斬り付けたといふことである。また前記各車夫等は異口同音に被告は洋刀を両手に持つて斬り付けたとの証言であるが、被告は之に反し兇器は洋刀で柄が短いから両手で振れるものではないと飽くまで右片手なることを主張する。被告の態度は寧ろ車夫等の証言を嘲弄するかの如きものであつたといふことである。（後出大津豫審第三回訊問調書参照）。その後豫審判事は更らに（大津第四回豫審訊問で）被告に対し「此柄ハ随分両手ニテ振レザルニアラザル様ナリ如何」と念を押したが、被告は矢張り「迎モ両手ヲ加ヘ居ル暇ハナカリシ右ノ手ノミニテ振りタルニ違ヒナシ」と主張して止まなかつた。この第一撃によつて、太子の帽子は飛び去つたのであるが、その行衛は別項で述べる。」⁽¹⁰⁾

発生後五〇年余の年月を経た大津事件の事実関係を検証するためには、安斎保氏が言うように「訴訟記録の研究に如くはない」のである。⁽¹¹⁾ 犯行そのものの目撃者は、車夫と両側居住者だけである。車夫たちは犯行発生後その日のうちにロシア皇太子が京都常磐ホテルに帰還するのに伴い、かれらは京都に帰つてしまった。そのため車夫らに対する証人訊問は京都地方裁判所予審係判事による嘱託訊問となつた。このことは、車夫たちが訊問されるまでに時間があり、彼らの間で情報の交換（口裏あわせとまでは言わないが）があつたと推測することは可能であろう。客を安全に乗せ

て行くという車夫たちに与えられた職務から見ても、かれらも一定の責任が問われる可能性があった。かれらは訊問のあることを予測し、訊問に対して記憶を整理したであろうと思われる。そういう意味で、彼らの証言の鮮度と混じりけのなさについては一定の留保を付けておく必要があると思われる。

その上で各証言を検討してみると、六名の車夫のうち第一撃について証言しているのは、北賀市、向畑、和田の三名である。第一撃の模様について、北賀市「其帯ブル所ノ洋刀ヲ抜き振り翳ザシテ皇太子殿下ヲ見掛ケ冠ラセ給フ御帽ノ上ヨリ右側御耳ノ上ヲ一刀切り付ケ」、向畑「佩フル処ノ洋刀ヲ抜き両手ニ持テ振り上げ殿下ノ頭部ヲ目掛ケ二ヶ所切り付ケタリ」、和田「右手ニテ洋刀ヲ抜き両手ニテ振り上げ皇太子殿下ノ冠ラセ給フ帽子ノ上ヨリ右耳ノ上一寸許ノ処ヲ斜ニ切り付ケタルニ付自分ハ驚キ直チニ右巡査ノ左横腹ヲ右手ニテ突キタルニ巡査ハ少シクヒヨ口付ナガラ猶刀ヲ振り上ゲル」というものであった。「両手」について言及しているのは向畑・和田の両名だけであつて、車夫らが異口同音にというものではない。さらに、和田は右手で被告が洋刀を抜いたと証言しているのである。また向畑はロシア皇太子の人力車の左後押しであつてその位置関係からして第一撃を目標することができたかどうかはなほた疑問である。しかも、かれは訊問に際して自分の前科を隠していたことが後に判明した。このような向畑を除くと第一撃を被告が「両手でもつて」実行したとの車夫による証言は和田のみとなる。

現場の通りの両側居住者の証言はどうであろうか。被告が警備に就いていたのは津田岩次郎宅前であつたが、津田岩次郎は「右巡査ハ自分ト並ビ居リシニ突然殿下ニ向テ斬リ付ケラレニタ刀程御身ニ創ヲ加ヘラレタリ」、伊藤市兵衛は「突然洋刀ヲ抜き殿下ノ顚顚部ノ邊ヲ目掛ケテ斬リ付ケタリ」、園善兵衛は「突然抜刀シテ抜き打ちニ為サント云フ如キ勢ニテ皇太子殿下ニ対シニタ太刀計り斬り付ケタルニ」、岩田吉兵衛は「初メハ横手ヨリ抜き打ちニテ斬り付ケシ様ニ見ヘ」と述べている。このように両側居住者のうち第一撃について幾分とも具体的な証言をなす証人は四

名であるが誰一人として「両手」とは言っていない。しかも、これらの現地居住者は、警察官や車夫とは違って責任や賞罰と関係ない見物人であつて、彼らの証言の客観性はかなり高いと思われるのである。かれらは冷静に客観的に事件を見ていたのではないか。しかも、岩田吉兵衛によると、「二度目ハ左ノ手ニテ人力車ヲ押ヘ右ノ手ニ刀ヲ振リ上ゲテ斬リ付ケタル様自分ハ存ジタリ」⁽¹⁹⁾と、第二撃では左手で人力車を押さえて右手で刀を振り上げたとしている。被告津田三蔵の証言は以下の通りである。

第一回訊問（五月一日午後六時から一二時まで担当三浦予審判事）において、どのように切りつけたかという判事の問に対して、被告は「前カラ出タト思ヒマスレド車屋ガ走りシ故横ナリシカト思ヒマス又頭ヲ目懸ケテ切り付ケタリ」⁽²⁰⁾と答えている。

第三回訊問（五月一三日午前一〇時二〇分から午後一時三〇分まで担当三浦予審判事）において、両手で刀を振つたという者がいるがとの判事の問に対して、被告は「右ノ手ニテ握リタリ柄ガ短カクテ両手ニテ振レルモノデハナシ」⁽²¹⁾と答えた。その際、判事は調書に「此時被告ハ微笑ヲ帯ビツ、両手ニテ振りシト申ス者ヲ笑フ如クナリシ」と注釈を加えている。

第四回訊問（五月一四日午前八時五〇分から一〇時四〇分まで担当三浦予審判事）の様子を以下に原文をそのまま掲載する。⁽²²⁾

問 此劍ハ皇太子殿下ニ斬リ付ケタル劍ニ相違ナキカ

此時差押ヘタル洋刀ヲ示ス

被告人ハ鐔ノ番号九十九トアル處竝ニ柄ヲ見テ左ノ答ヲ為シタリ

其劍ニ相違ナシ

問 此劍ノドノ邊ニテ切りタルカ

答 中程ニテ切ル積リニテアリシガ切ツ先ノ三四寸ノ部分ヨリ触レザリシナラン

問 自分ノ立チ居リシ處ヨリ何歩程進ミテ斬リシヤ

答 直立シ居リシ處ヨリ右足ヲ一步進メテ切り掛ケリ尤モ斬リ付クルト同時ニ左足モ進

ミ居リシナリ

問 御召車ト其方ノ直立セシ處トノ隔リハドレ位ナリシヤ

答 其間凡ニ間許リナリシナラン其處ヲ二歩進ミテ切ツ先キノ触レタル割合ナリ

此時檢證調書附添ノ図面ヲ示シ答辯セシム

問 抜キ打チニ為シタリト申スハドウ云フ身振りナルカ

答 劍ハ刃ヲ下タ向ケニ帯ヒ居ル故引抜キテ一度刀身ヲ振り替シ斬リ付ケタルナリ

問 此柄ハ随分両手ニテ振レサルニアラザル様ナリ如何

答 迪モ両手ヲ加ヘ居ル暇ハナカリシ右ノ片手ノミニテ振りタルニ違ナシ

被告によると、帯劍はサーベル(洋刀)であるので一旦抜いてから切りつけることが可能となるように振り替えなければならなかった。そのため両手に持つ余裕はなかったと言っているのである。

また、滋賀刑務所蔵本「津田三藏一件書類」のなかに、「津田三藏談話並意思ノ模様」という文書によると、犯行の様子は「今殿下ガ通行ト見ルヨリ抜劍シ両手ヲ懸ケテ充分ニ斬付ル積リナリシ處、其場合遠ク届キ兼ヌルト思ヒタレバ、片手打ニテ半身開キ斬付タリ。然ルニ手答ヘハシタレドモ充分ト思ハザル故、又一刀ヲ下シタリ⁽²⁴⁾」との記述がある。

「片手」については津田の供述は一貫している。筆者は、両側居住者の岩田吉兵衛の証言をも考慮に入れるならば、津田は最初片手でサーベルを握って犯行に及んだと考えている

(3) ロシア皇太子の負傷の状態

大津事件の被害者であるロシア皇太子の負傷の状態すなわち傷の部位・程度・治療日数等の詳細を明かにして置くことは裁判を進める上で不可欠の重要事項である。負傷の状態は、「殺意の有無、殺傷の方法等の判定に、また量刑上等の點に於て極めて重要な資料を有するものである」⁽²⁵⁾。ところで大津事件の被害者であるロシア皇太子の負傷の状態は、裁判では伝聞証拠として提出されたにすぎなかつた。どのようなものかと言うと、明治天皇の侍医である池田謙齋が実際に治療にあつたロシア皇太子の侍医から聞き取つた内容が予審調書として提出されたのであり、これは伝聞証拠にすぎないのである。

なぜそのようなことになつたのか。事情は以下の通りである。大津事件の報が宮中に入るや治療のために池田謙齋らが東京から急遽派遣された。これらの医師は五月一二日に京都に着くや早速ロシア皇太子側の側近に治療方を申し入れたが拒否され、負傷の状態と治療内容について説明を受け、現在包帯をしており三日ほど包帯をはずさないこと、三日後に池田たち日本人医師に見せる予定もないことを告げられた。この旨が京都地方裁判所予審掛判事より大津地方裁判所予審判事三浦順太郎宛に通知された。そこで、三浦は、なおも食い下がり、これでは侍医池田謙齋がロシア皇太子の傷を直接診たわけではない、日本人医師が傷を診れる見込みがないとすれば、実際の治療にあつたロシア皇太子の侍医に訊問してくれと依頼したのであつた。この嘱託依頼を受けて、五月一三日京都地裁の予審判事岡田透は接伴委員である式武官齋藤桃太郎に面会してロシア皇太子の侍医より事情聴取したので取り次いで欲しいと

依頼した。そうすると齋藤は「殿下ノ創傷アリタル事ハ既ニ衆人ノ知ル處ナルノミナラズ昨日モ右御付ノ侍医ヨリ當國ノ侍医又ハ軍医ニ直話サレタル通りノコトナレバ此ノ上裁判上必要杯申入りテハ是迄ノ好都合ニ相連ビ居り候モノガ為之反ツテ悪結果ヲ惹起候様ノ事ニ相成候テハ不相濟儀ト存ゼラレ候付其儀ハ御取次申上難シ」と答えた。⁽²⁶⁾筆者は、当時において裁判を公正に進める上でロシア人侍医の証言を取ることは必須であつたと思ふし当然の措置であつたと思われる。齋藤桃太郎はロシア側に対して申入れそのものを実施せずに、予審判事岡田透の依頼を抑えてしまつたのである。齋藤はロシア側に申し入れを行い筋を通した上で、断られたときに初めて次善の策を考えればよかつたのである。この齋藤桃太郎の態度を筆者は極めて遺憾に思ふ次第である。

以上のような経緯で、五月一二日午後になつて池田謙齋がロシア人侍医某から聞き取つた皇太子の傷の状況は以下の通りであつた。すなわち、頭部右側顛顚部（こめかみ）に二箇所の切傷がある。そのうち、一箇所の傷は、前から後へ掛けて長さおよそ九センチメートルで、深さは骨に達しており、その骨から長さ七ミリメートル幅三ミリメートル厚さは紙ぐらいの骨片を切り取つた。次の箇所の傷は、同じく頭部右側顛顚部の下方前から後へ掛けての斜めの傷で長さ七センチメートル深さは骨膜に達していた。この切傷により顛顚動脈の枝と後頭動脈の枝を裁断して出血していたので結繫した。右二箇所の切傷は縫合して消毒包帯を施した。その後五月一二日午後三時になつても包帯上に血液がにじんでこない状況である。脈は平脈で体温は三六度八分であるから発熱の兆候はなく、食欲気分とも良好で他に異状はないというものであつた（五月一三日午前三時の囑託訊問調書より担当岡田透予審判事⁽²⁷⁾）。

4 殺意・動機などについて——犯行の法的評価にかかわつて——

被告訊問調書によると津田三歳は殺意を認めたり否定したりで供述に一貫性がないが、目撃証人（車夫や両側居住

者)と津田三蔵の訊問調書によっても津田三蔵がその帯剣を凶器としてロシア皇太子に切りつけ犯行に及んだことは間違いない(註『大津事件に就いて』)。そうであるならば、多少とも武芸(撃剣)の嗜みがある津田という巡査が自らの帯剣を凶器として実行した犯行には殺意があつたとみなざるを得ない。この点については安斎氏も鎌倉氏も専門家として異論のないところである。

殺意の発生時点については説が分かれる。殺意が発生したのが三井寺の記念碑の前であつて、それ以後殺意が持続したと考えられる説(安斎氏)⁽³⁰⁾と、三井寺の記念碑前で殺意は発生したかもしれないが、下小唐崎町における殺意の発生はその場における衝動的なものであるとする説(鎌倉氏)⁽³¹⁾である。

動機はどうか。動機を考える手掛かりとなるのは次の資料であると筆者は考えている。

すなわち、犯行現場で逮捕直後に滋賀県警部が被告に対して行つた訊問である。訊問の全文を以下に掲げる。⁽³²⁾

問 汝八何警察署詰ノモノナリヤ

答 守山警察署詰デス

問 汝ノ本籍ハ何レナリヤ

答 三重縣伊賀国阿拝郡上野町字徳居町デアリマス

問 汝ノ身分ハ如何

答 士族

問 汝ノ年齢ハ如何

答 安政元年十二月生デアリマス

問 汝ハ旧何レノ藩ナルヤ

答 藤堂和泉守ノ家来デアリマス

問 汝ノ家族ハ幾人ナルヤ

答 妻ト子供兩人デアリマス

問 子供ノ年齢ハ如何

答 総領ハ六歳ニシテ女、其次ハ男子ニシテ三歳デアリマス

問 汝ノ方ニ現ニ同居若ハ寄留シ居ル者又ハ近頃他ヨリ来リタルモノハナキヤ

答 更ニアリマセヌ

問 汝ハ一己ニテ皇太子殿下ヘ対シ奉リ危害ヲ加ヘタルカ

答 全ク私一人デアリマス

問 汝ハ如何ナル考ヲ以テ危害ヲ加ヘタルカ

答 西村警部誠ニ濟マヌコトヲ致シマシタ實ハ御警衛ニ立チ居リテ俄ニ逆上シマシタ故ナリ

問 如何ナルコトヲ為シタルヤ

答 如何ナルコトヲ為シタルカ一時目ガ眩ミマシテ覺ヘマセヌ

問 汝ノ首筋ノ傷ハ如何ナシタルカ

答 何力私ノ後ヨリ「ヒヤー」トシマシタ切りデ一向覺ヘマセヌ

問 汝ハ斯ルコトヲ為スニハ誰カニ相談シタル者アルカ

答 更ニアリマセヌ

問 汝ハ斯ルコトヲ為ス考ナレバ家ニ何力書遺デモシテアルカ

答 更ニ書キ置キハアリマセヌ

この訊問は予審判事が駆けつける前に行われたものであるが、被告は、警備にあたってゐる時に突然「逆上」しました。どのようなことをしたのか一時目が眩んで覚えていないと答えている。その後の予審判事土井庸太郎による現場での訊問でも要領を得ない答え方であった。

さらに、三浦順太郎による当日夜の第一回予審訊問においても動機の点についての被告の答は意味不明なことが多い。申上ゲマス斯ク申シテハ天皇陛下ニ対シ相済マヌ様ナレド此度露国皇太子殿下ノ御来遊ニ付テハ我人民ハ毎々ハ陛下ニモ優ル程御待遇致シテ居リマスルニ新聞ニテ見受クルモ殿下ハ左程トモ思ハレザルガ第一東京ニ御出デニテリ天皇陛下へ御挨拶アルベキニ之ヲ長崎へ来リ鹿児島へ廻ハリ我々ハ三度モ最敬禮ヲ致シ居ルニ何ノ御答禮モアリマセン第一三井寺山記念碑ノ傍ニ自分方警衛シ居リタルニ其時モ自分方敬禮ヲ施スモ一寸見ラレタ斗リナリ、記念碑ニ対シテハ何カ敬禮デモアリサウナモノト思ヒタルモ何ノ敬禮モナク自分ハ洋語ニ通ジザル故何ヤラ話シ居ラレタルハ分ラザレドモ指示シテ何ヤラ云ハレ車夫へ申スヲ聞クニ是レカラ唐崎へハ幾ラトカ石山へハ幾ラトカ云ハレドモ慷慨ニ堪ヘマセンカラ直グニモ遣付ケンカト思ヒタレドモ豫テ此度ノ警衛ニ付キ署長ヨリ叮嚀ニ御警衛致スベキ旨諭旨セラレタルコトモアリ大抵ナラバ忍ナラバ場ハコラヘ三度目ニ小唐崎町ニテ警衛ノ際又モ敬禮ヲ加ヘタルニ何ノ御答禮モナクドモ悲憤ニ堪ヘマセンダカラヤリマシタ誠ニ済マヌ事ナリシ去レド答禮ヲセヌトカ敬禮ヲセヌトカ左様ナ些細ナ事ハドモ宜ロシ毎々ハ色々思ヒ込ミタルコトアレド訥辯ニテ申上ゲ難ケレバ宜敷御推察下サレタ⁽³³⁾シ

「被告が敬礼しているのに、ロシア皇太子は答礼しない」というのであるが、歓迎する群衆の警備にあたってゐる警察官に国賓が答礼する義務はないはずである。最初、三井寺の御幸山にある西南戦争記念碑前に来た外国人を露国

皇太子と誤認し、その際敬礼に対して答礼がなく、そこでも襲い掛かろうとしたが我慢した。三度目に犯行現場において敬礼に対し答礼がなかったので悲憤に耐えずに「やった」というのである。しかも、そのように言った後で答礼をしないと敬礼をしないとかなのような些細なことはどうでもいいと答えている。支離滅裂なのである。筆者は犯行直後の訊問に真実性があると思うが、以上の資料を考察するところ被告に明瞭な動機があったのかは相当の疑問を生じる。そこで以下において、被告の経歴や病歴を見ながら犯行の動機にかかわるいくつかの点について検討したい。

(一) 被告の経歴

家族や関係者の囑託訊問調書および各種報告書などによって、津田三蔵の経歴について簡潔に述べたい。津田三蔵は、安政元年二月二十九日（一八五五年二月一五日）、上野藩藤堂家の藩医である父長庵と母きのの次男として江戸の上野藩屋敷（明治二四年当時は東京府下谷区）で出生した。父は津田が一五歳の時に亡くなったが、兄一人、弟と妹が一人ずついる。この土族としての津田の出自は生涯士族としてのかれの身分意識を支配することになった（このことは犯行直後に「車夫の如きものに」⁽³⁴⁾という津田の言に象徴されている。大津予審第一回調書）。さて、津田の人生は幕末・維新の動乱と重なっている。⁽³⁵⁾明治四年の廃藩置県まで藩の学校に通い漢学・習字・武芸等を修学したが、廃藩置県により家族と共に故郷の三重県上野町に移住し、同五年陸軍に入隊し名古屋鎮台に属し、その後金沢分営に配属された。明治六年三月には維新による宗教統制や新政策の押し付けに反発する福井県大野郡の農民暴動、⁽³⁶⁾また、明治一〇年二月には地租改正に起因する富山県礪波郡の農民暴動の鎮圧のために出動した。⁽³⁷⁾なお明治八年に陸軍伍長に昇進した。

津田の軍歴の頂点は明治一〇年の西南戦争への従軍である。二月二〇日西郷隆盛を首領とする薩摩藩士からなる軍隊は熊本城を包囲した。鎮圧のため出動した明治政府軍は田原坂などの戦闘で苦戦し、熊本城との連絡に成功しなかった。この状態を打開すべく投入されたのが津田の部隊が編入された別働第一旅団であった。この別働旅団は三個旅団の一員として熊本城を包囲する薩摩軍の背後を突く作戦を展開した（衝背軍）。三月二〇日、衝背軍は熊本県八代近辺の日奈久に上陸して薩摩軍の背後を衝き、激戦の末熊本城との連絡に成功した。この衝背軍の作戦成功によって西南戦争の勝敗の帰趨は決定したのである。この作戦で津田は戦闘に加わり三月二六日大野山の戦闘で左手に銃弾を浴び戦線を離脱四月二日長崎病院に入院した。その後五月二六日に戦線に復帰し終戦まで従軍し、一〇月二二日に金沢の兵営に帰還した。この間八月一七日に軍曹に昇進し、翌明治一一年一〇月二〇日に津田は戦功により勲七等に叙せられるなどの榮譽を得た。津田にとつては西南戦争における従軍は生涯の誉れであつて誇りの最大の源泉であつた。津田は「我國今日の進歩を為し条約改正も致す様になりしはつまり十年の役以来の事にして」（大津予審第一回調書³⁸）と言うほどのものであつた。

明治一五年一月に津田は常備役を満期除隊後三月に三重県巡査を拝命したが間もなく退職した。その後商売を試みるがうまくいかず、同一六年一月再び三重県巡査となり、同一八年八月依願により免職となつた（辞職の理由は、上席巡査の部下に対する取扱いが不公平だととして、同僚巡査の送別会の宴席で仲間とともにこの上席巡査に暴行を加えたからだとされている）。しかし、元上野藩士の保証により明治一八年一二月滋賀県巡査を拝命して水口警察署勤務となつた。同一一年速水警察署勤務、次いで同一三年九月から守山警察署配置となり三上駐在所に勤務した。この間、勤勉賞与を三回受け、犯人逮捕により賞与を一回受け、また処罰は巡回中巡回表に押印しなかつたことにより罰金九銭をとられたというものである。この間の被告の勤務状態は極めて良好であり、ロシア皇太子大津巡遊にあつ

ては警備要員として守山署長が人選するほどのものであった。なお、津田は明治一六年岡本瀬兵衛の娘き越と結婚し一女一男をもうけていた。事件当時は野洲郡三上村大字三上所在の巡査派出所で親子四人でつましく暮らしていた。

(2) 被告の性格

被告の性格については、関係者の訊問調書などの資料をもとに鎌倉氏が要領よくまとめられており、安齋氏その他の性格分析とも一致するので、以下に掲載する。

「三歳の性格や普段の行状は、大凡次のようなものであったと考えられる。

寡言・温和にして他人と話をしたり交際することを好まず、道で人に会っても自分から話しかけるようなことはなかつた。彼自身、村民と交際すれば自然と出費が生じ、また物品贈答等の弊に陥り職務を冒す危険があると語っているが、非常に生真面目な性格であつた。従つて、彼は当然孤立的であり、胸襟を開いて語りうる友人知人はなく、駐在所へも公務以外で出入りする人は殆どおらず、世間からは稍頑固で一種風変わりな男だとみられていたようである。また、平素の言語・態度は穏やかであり、その行動にも粗暴の風は認められず、同僚と議論・口論をするようなこともなく、むしろ愚鈍あるいは瑣末なことにも懸念する気の小さい男と見られていた。しかし、時として激怒する癖があつたという。

職務に関しては忠実・勤勉、極めて真面目で不都合なところは全くなかつた。しかし、人付き合いが悪く、頑固で、しかも物事の処理にも一定の規範がなく専ら自分の感情で処置するところがあつたので、同僚からも異風の人物と目されていた。一方、生活は極めて質素・節儉で、九円の月給の中から三重県上野町で一人暮らしている母に月々一円くらいの送金をしていたようである（なお貯金は三六円七〇銭あつた……筆者）。

また、酒は余り嗜まない方であるが、勧められれば五合位飲むこともあり、偶に大酒すると奇行・粗暴の癖があり、三上神社の祭典で奇異な行動をしたり、同僚巡查の送別会の宴席で酒を火鉢に投じ灰塵が上り同僚の難渋するのを見て喜んだりしていたことがあった。明治一八年三重県巡查を辞したのも宴席で上司に暴行を働いたのが原因であったといわれている。⁽³⁹⁾

上にある「三上神社の祭典で奇異な行動」というのは、滋賀県警部濱口愿より県警部長斎藤秋夫宛の第一回上申書（五月一二日付）⁽⁴⁰⁾に記載されているもので、大津事件の前年にあたる明治二三年一〇月一四日の夜、三上神社の祭りに際し舞殿で舞の行事があった。これは、舞殿の四方に古代の服装を着た男子が四名直立して、その中間に古代の服装を着た男子一名が立って剣を振り四方を刺すという舞であった。この行事の際に津田三蔵は私服で舞殿に勝手に上がって剣を振っていた三上村の男子の後ろに従ってこの男子と同じ素振りを繰り返したのである。これを見ていた村民たちは津田が尋常ではないと感じたらしい。なおこの時津田は相当の酩酊状態にあったのである。

(3) 被告の病歴

津田三蔵は、明治七年に心臓病を初めて患い一カ月ほどで治癒し、明治一七年に再発したが疥癬を併発してすぐに治った（野並魯吉の鑑定書五月一七日⁽⁴¹⁾、町井義純の供述調書五月一三日⁽⁴²⁾）。精神疾患の経歴に関しては、親族・関係者の供述によると以下の通りである。

被告は、前記経歴で触れたように明治一五年一月軍隊を満期除隊した後三月三重県巡查を拝命し数カ月で退職した。この退職の原因については、「病名は確と知らざれども間違ひたることを申し瘋癲までには至らざるべきも折々精神の狂ふ様のこと有之其際の始末は母が頭脳を冷やし遣わし居りたりを見受けたり」（町井義純）⁽⁴³⁾あるいは「辞職後気

の狂ふた趣を聞及ぶ。三蔵は平素他人と言語を接せず、或はその挙動も常人と異なり居りたる故神經病と察す。自ら病氣と称して辞職す⁽⁴⁴⁾（三井鐵吉）というものであった。明治一六年に三重県巡査に再度奉職したがこの年岡本瀬兵衛（清兵衛）の次女き越（亀尾）と結婚した。その際親戚友人が毎日来訪してその都度祝宴を張つたので神経が参り、譫語（たわごと）のような言語を發し、人との接触をいやがる状況となつた。これについて五、六日で全癒しその後再発はなかつたというのが野並魯吉の鑑定書である⁽⁴⁵⁾。妻き越によるとこの時の状況は、嫁いでから一〇日も経たないうちに少し「狂人」の様子を示し、人が側に来ることをうるさいと言つて追い払つた。一週間ほどは全く「狂人」のようであつたが一カ月ほどで漸く快癒した⁽⁴⁶⁾。実母きよによれば、発狂したときは何か目に見える様子で見えるものを追い払いたがるだけで、刃物を持つなどということはなかつた⁽⁴⁷⁾。医師菅野亮太郎によると、狂気ということはなく脳充血症であつた。同人は「瘋癲」ではない。一、二週間ほど薬を与えたと思うが重症ではなかつた⁽⁴⁸⁾。

上記のような事実をふまえて、精神病理学者の中谷陽二氏は、津田の性格を「分裂氣質的な性格」とされ、また、結婚直後の精神状態について、「このように比較的短期間で自然に治癒し、幻視、知覚過敏様の症状が見られたという点では、飲酒の中断に伴う譫妄（アルコール離脱症候群）も考えられる。しかし、もともと酒癖はなかつたとされ、婚姻の祝宴で連日飲酒したくらいで離脱症状が現れるということは考えにくい。妻のいうように回復まで一カ月を要したとすると、通常は一週間程度で終わる離脱症状としては長すぎる。平素の分裂氣質的な性格を考慮すると、飲酒とは直接関係のない、分裂病圏の急性精神病の可能性が高いと思われる」と述べている⁽⁴⁹⁾。

さて、大津病院院長野並魯吉は被告の鑑定を命ぜられたが、その鑑定書（五月一七付）⁽⁵⁰⁾で「三蔵は精神病の素因を有せず」三蔵はその（犯行の際に車夫に切りつけられた）負傷前は全く無病健康なりしものと鑑定す」と認めたのである。しかし、野並による鑑定は、事件後判事や検事が関係人に対する調査によつて調べた情報が十分に与えられ

ないなかで実施された。しかも、彼は精神科の専門医ではない。したがって、野並がこの鑑定書の末尾で「正確なる鑑定は宜く専門の裁判医学家に命ぜられんことを望む」と言うように、裁判医学（現在の用語では司法精神医学）の専門家による再鑑定が必要であったように思われる。当時、榊俣や呉秀三という専門家がいたのであるから、当局はこれらの専門家を大津に派遣すべきではなかったか。精神医学の専門家による再鑑定が実施されなかった事情としては、事件後の慌しい事情の中で止むを得なかったとする意見もある。しかし、対ロシアとの外交処理上犯人を速やかに極刑に処するという方針を国家が採用した段階で津田の精神状態が正常であることが必要となり再鑑定の不実施に至ったのではないかと筆者は考えている。

(4) 計画性について

犯行の計画性の存否や計画性の程度を検証するために当時の予審判事ほどのような質問を被告にしたのかというのが筆者の偽らざる疑問である。訊問調書を見る限り、犯行の計画性にかかわる質問はあまりない。やや関連する質問としては、「いつ殺意を生じたのか」「単独の犯行か。共犯者はいないのか」というものであるが、決定的に重要な質問が抜けているように筆者には思われる。第一点は、犯行の準備に関しての質問がないのである。ロシア皇太子という国寶を襲撃するからには周到な準備があるのではないか。周到とまではいなくともそれなりの準備が要るはずである。このことについて質問らしいものは一切ない。五月二一日午前中の三井寺警備の際に津田に殺意が生じたのであれば、その殺意をもとに襲撃を実行に移すためにどのような準備が行われたのか（心の整理・情報の収集・凶器の準備や使用法など）。津田は巡査であり剣という武器を帯びているから準備はそれで十分というわけにはいかないのではないか。第二点は、犯行が生み出す結果についての認識である。もしこのような犯行を計画したら、犯行

の結果（日本の外交・内政に対する影響など）がどのようなものとなるのかを事前に考慮するのではなからうか。第三点は、第二点とも関連するが、犯行が我が身にどのような影響を及ぼすかと言うことである。津田の場合は、かれ自身の人生は言うまでもなく、守山の駐在所にいる妻子（二人の幼子）と郷里の母親また親戚の身の振り方について思いを致すのではないか。このような点について訊問がなされた形跡がないのであるが、不思議に思うのは筆者だけであろうか。いずれにしても捜査の過程で計画性についての検証は、訊問の結果、津田の殺意が犯行当日の午前中に生じたという点が「断定された」に過ぎない。計画性を証明するその他の物証・証言は一切ないのである。しかも、警部濱口愿第二回上申書（五月一三日付）によると、被告は大津へ向かつて出発した際「御通行早く相済ときは直に帰宅すべく若し遅く相成ときは大津に一泊翌日必らず帰宅⁽⁵²⁾」するという趣旨のことを家族に言った。また、守山警察署長近藤治清より齋藤滋賀県警部長宛の報告書では、「皇太子殿下は御来津に付大津へ出張を命ぜられたるは全く署長が平素勉強の報酬として旅費を取らせ呉れらるる譚なりと妻に対して喜びおれり⁽⁵³⁾」という。

(5) 犯行の動因

犯行直後の被告の「逆上した」「覚えていない」などの発言、当日の予審調書における支離滅裂の発言、被告の経歴・性格・病歴、犯行の計画性のなさを考慮すると、被告の犯行は異常な精神状態のなかでの突発性のものであったと推測される。

司法精神医学・精神病理学を専門とされる中谷陽二氏によると、津田は「分裂気質者」が疑われる性格の人物であり、ストレスに対して脆弱である。このような津田が耐えられる限度を超える状況に置かれることによって、犯行時に異常な状態に陥っていたと考えられる。異常な状態が発生する状況的な要因としては、ロシア皇太子の来日によって

生み出された異様な雰囲気は津田が投げ込まれたのである。守山署長より選抜されて皇太子警護を命ぜられた気負いもあり、五月一〇日の訓練を兼ねた非常呼集では一番に結集した。氏は、ドイツの精神病理学者クラウス・コンラートが「分裂病」〔統合失調症か〕の患者には異様な緊張状態の中で、症状が現れたり予測もつかない逸脱行動に走る実例があるという説を紹介して、津田にもこういう特色があるとされる。三井寺の記念碑前ですでに妄想が広がり始め、それによって記念碑前に来た外国人をロシア皇太子と誤認したと解釈するほうが自然であると言われる。⁽⁵⁴⁾

このような解釈を補強する事実としては、犯行前に警備の配置につくため下小唐崎町の津田岩次郎宅前に来たとき、水を五、六杯ほど一時に飲んだということもあげられよう。⁽⁵⁵⁾ よほど喉が渴いていたのではないか。⁽⁵⁶⁾ また、人付き合いの悪い津田が、警備で召集された一〇人ぐらいの警察官たちと大津の旅館（佃テイ方）に合宿していたこともストレスの強まる遠因となったのではないか。さらに、五月一日と二日の両日、伊賀上野の母親の元に行つたが、⁽⁵⁷⁾ 母親の引越しや仕送りの問題などで心労があつたのではないかとも思われるのである。

事件の真相はどうか。津田は既に三井寺の記念碑前で精神的異常を兆し始めていたが、「道幅が四・五メートルと狭く、しかも旗を手にした住民が居並ぶ浴道で、目の前すれすれを皇太子の御召車が通過したとき、心理的緊張は極限に達し」て突発的に犯行に及んだのかも知れない。⁽⁵⁸⁾ そして、犯行後は正常な状態にあつたと思われる。

二 罪刑について

津田三歳は、一八九一（明治二四）年五月二七日の大審院法廷において謀殺未遂により無期徒刑の刑を宣告された。⁽⁵⁹⁾ 本章においては、謀殺・故殺と未遂について、刑法・学説・判例によりつつ若干の検討を行い、津田が宣告された刑

の意味を考えたいと思つてゐる。

1 刑法上の謀殺・故殺

明治維新以後の日本の刑法は、仮刑律・新律綱領・改定律例などの律系の刑法、明治一三年の刑法（旧刑法）、明治四一年の刑法（数度の改正を経て現在に至る）へと変遷してきた。これらの刑法において、殺人罪はそれぞれに規定されていたが、律系刑法の「人名律」と旧刑法の「身体に対する罪」のなかの殺人罪についての多くの類型の一種として謀殺・故殺などがあった。明治四一年刑法となると殺人という一般的な規定（一九九条）となつて数多くの殺人の類型はほとんど消滅した。⁽⁶⁰⁾

基本的な律系刑法である新律綱領にある謀殺（「人ヲモクロミクロス」）の規定は旧刑法の謀殺（「予メ謀テ人ヲ殺シタル」）と意味を同じくし、計画的な殺人を意味する。しかし、故殺は、新律綱領と旧刑法ではその趣を異にする。新律綱領の故殺は「デキゴコロニテクロス」あるいは「もののはずみ」で殺す・不意に殺すの意味である。これに対して旧刑法の故殺の意味を明らかにするには、「第三編身体財産」に対する重罪軽罪の「第一章身体に対する罪の第一節謀殺故殺の罪」の規定をみる必要がある。旧刑法の草案はポアソナードの参与のもとに当時のフランス刑法を参照して制定されたものである。ポアソナードが参加したのは司法省における刑法編纂作業であるが、この作業の詳細な記録である『日本刑法草案会議筆記』によると謀殺・故殺に関する規定は以下のような経緯を経て最終案の形になつていった。この作業は、フランス刑法をもとに草案を説明するが、当初はフランス刑法にならつて殺人の規定は故殺から始める考えが示されていた（フランス刑法第二九五条）。フランス刑法においては、故意に人を殺すことが故殺とされたのであり、すなわち殺意ある殺人はすべて故殺であつた。そして、故殺という一般的な類型の

なかに「謀殺」「毒殺」などという故殺の殺人類型についての特別な規定が置かれており、この通りにしようというのがポアソナードの当初の考えであつたらしい。要するにフランス刑法でいう故殺は、「謀殺」と並立する殺人の個別類型とされる新律綱領の故殺とは明白に異なる規定であつた。フランス刑法にあつては「謀殺」「毒殺」などの特別に規定された殺人類型以外の殺意ある殺人はすべて故殺とされたのである。このようなフランス刑法の規定によるポアソナードの考えに対して、日本人委員は、刑法の規定は罪の重いものから配列すべきであると主張し、最終的には第二九二条「謀殺」（刑罰は死刑）第二九三条「毒殺」（刑罰は死刑）第二九四条「故殺」（刑罰は無期徒刑）という順序になつた。このような順序になつたからといつて、フランス刑法における「故殺」とその他の「謀殺」「毒殺」などとの関係は変更されたわけではなかつた。日本人委員もフランス法における「故殺」とその他の殺人類型との関係をポアソナードと同じように理解していた。そのような考え方に基つくと、発生した殺人の犯行は、「謀殺」「毒殺」などの特別類型に属するかどうかが厳密に検証され、そういったものに属さない場合に「故殺」とされる。このような分類を行う背後には、なるべく死刑を回避しようとする当時のフランスの思想があつたのである。⁽⁶²⁾

2 学説——宮城浩蔵の『刑法講義』（一八八四〔明治一七〕年六月）

上記のような法の規定は、学説においてどのように扱われていたのであるうか。ここではポアソナードの弟子で明治中期の代表的な刑法学者宮城浩蔵の『刑法講義』（明治一七年六月）によつてその所論を紹介したい。⁽⁶³⁾宮城の説明は刑法の編別にしたがっているが、「謀殺故殺の罪」ではまず故殺（旧刑法第二九四条）を説明しないと謀殺（旧刑法第二九二条）も説明できないと言明する。これは旧刑法の編纂経過とその母法であるフランス刑法の内容が影響していると思われる。彼は、故殺の「構成原素」を以下の二つとし、「第一人を殺すこと即ち有形の所為ある事」（有

形の殺人行為)、「第二故意即ち人に死を与ふるの意思ある事(殺意)」であると言う。そして、殺意の証明は極めて困難であり、今は裁判官の心証に任せている。そして、故殺が死刑とならないのは、故殺が「外部の感触に制せられ直ちに怒気を生し之れを熟慮するの暇」なしに実行されるからであるとす。この最後の宮城の説明は、故殺が殺意ある殺人の一般的類型であつて、謀殺などは特別類型であるとする彼の恩師であるポアソナードや母法のフランス刑法の考え方ではなく、むしろ、律系刑法の考えに影響されており、故殺の範囲が狭められていると思われる。

謀殺の説明は故殺の後に来るが、謀殺の「二原素」は、「第一人を殺すこと」(故殺)、「第二豫め謀る事」(豫謀)である。そして、「豫謀」とは人を殺そうとして前もつて十分に殺人行為の是非善悪を熟慮することである。だから、謀殺は悪質であつて、謀殺と故殺とを混同してはいけない。故意は豫謀のなかに自然と入つていてはいても、故意は人をして死に至らしめる悪意(殺意)であつて、豫謀は、人が死に至らしめることを前もつて計画することである。謀殺故殺の区別は殺意と実行の間の時間に関係するが時間の長短が問題なのではない。殺人行為を実行する前に、殺人行為の是非善悪を心のなかで熟考したかしたかという基準によつて区別するのである。しかし謀殺と故殺の境界ははっきりしないのでその区別は容易に出来るものではない。区別する作業は裁判官に任されている。宮城の謀殺・故殺の区別の認識には、ポアソナードやフランス刑法の考え方に由来して故殺の特別類型として謀殺をとらえる側面があるけれども、他方において日本の律系刑法の影響も受けており謀殺と故殺を同一平面の対立概念とみるという矛盾した側面をもちあわせている。律系刑法の影響が宮城の考慮のなかに入つてくると、師であるポアソナードの考え方とは異なる方向に向かうのではないか。ポアソナードやフランス刑法は、謀殺・毒殺などの殺人の特別類型を厳密に判断して、それ以外の殺意に基づく殺人はすべて広く故殺とみなし、刑罰としては無期徒刑を最上限としてできるだけ死刑を回避しようというものであつた。

3 未遂について

未遂についての旧刑法の規定は、第一一二条「罪を犯さんとして已に其事を行ふと雖も犯人意外の障礙若くは舛錯に因り未だ遂げざる時は已に遂けたる者の刑に一等又は二等を減す」第一一三条「①重罪を犯さんとして未だ遂げざる者は前条の例に照らして処断す」というものである。このように未遂犯罪は旧刑法においても現行刑法においても一般的・抽象的に定められているので、既遂犯のような具体性をもたず、そのために解釈に非常な困難をもたらすことになる。ここでは、中野正剛『明治時代の未遂論について』⁽⁶⁴⁾に依りつつ、ポアソナード・宮城浩蔵などの未遂論について紹介したい。

ポアソナードは、犯罪行為の発展順序を時系列的に以下のように緻密に分析する。すなわち、①犯罪を行おうとする思想（犯罪を行おうとする想像、発意）、②犯罪を行おうとする意思（犯罪の企て、悪念が心に駐留していること）、③犯罪を行おうとする決心（決断）、④犯罪の予備行為、⑤犯罪に着手すること（または未遂犯）、⑥罪を犯そうとして成し遂げないこと（舛錯）、⑦犯罪を成し遂げたこと（既遂）、である。そして、行為を「道徳上の悪」と「社会上の悪」との二つの観点から考察する折衷主義刑法学の立場から、外界にあらわれ「社会上の悪」の程度が増大する⑤の段階を未遂犯とみて、既遂犯よりも刑を減輕するとした。そして証拠採用上の考慮として、証拠を行為者の主観を二義を許さないほどに表現している行為の外形と、本人の任意の自白に絞り、証拠の範囲を限定して裁判官の想像等による恣意性を排除しようとした。単純に行為者がその罪を犯す意思をもって罪を直接に犯す行為をしていると種々の状況によって形式的に認められれば着手となると考えていたといつてよく、その際にその行為がいかなる程度の法益侵害の危険性をもっているか、あるいは行為者の主観面にいかなる程度の反社会性がみられるかは問題にして

いなかつた。そして、中止犯や不能犯の概念を駆使して、未遂犯の刑を減輕することによつて犯罪の実行を止める利益を残して、犯人が未遂減刑を期待して犯罪を遂げることが防止しようという「政策」的な考え方も併せて配慮していた。ポアソナードの未遂論は、司法官の育成という任務の下で、近代司法の担い手として歩みだしたばかりの我が国の立法官、実務家に適正な事実認定の仕方を示しながら、その中で刑法理論を示そうと意図したことのあるわけではないか。なお明治前期の日本人の刑法学の代表者としては、ポアソナードの弟子であつて折衷学派の宮城浩蔵や、宮城よりは一七歳若い命令説の井上正一などがいたが、彼らも未遂論に関して実際を下した結論部分は全般的に見てポアソナードとあまり異なることがなかつた。もつとも、ポアソナードが示した人の行動の自由を保障する意味での証拠や事実認定に関する配慮は、宮城、井上と進むにつれてますます希薄化し、井上にあつては政府の意思、政策的判断を基にして概念が規範的に構成されることになつた。なお井上は大津事件当時大審院判事であつて、大津地裁での大審院法廷の七人の裁判官の一人であつた。

4 大審院判例

ここでは謀殺・故殺に係する一八八三(明治一六)年の大審院判例の概要をみていくことにする。原則として謀殺・故殺の未遂の認定に関するいくつかの判決と、被害者の傷の程度に関する判決を以下に掲載する。なおこれらの判決には通常の上告審と手続き的な異議申立についての裁判の両方が含まれている。明治一六年に限つたのは、明治一五年一月一日から施行された刑法(旧刑法)が大審院の裁判で適用されるようになった年であるということと、この一年を見れば、一定の傾向が判明すると思われるからである。

なお以下の考察の前提として、治罪法で定められた当時の刑事裁判手続の概要を紹介しておきたい。手続を段階

とに示すと、①犯罪の捜査を終わつた検事による起訴・不起訴処分決定。②検事が予審を必要と考えた事件については予審判事による予審手続（重罪の場合は予審は必要要件）。③予審終結決定（公判に付することの可否など）。④公判（第一審）。⑤上告審（大審院）が通常のコースである。但し、各段階での異議申立てがあり、とりわけ予審終結決定について、被告あるいは検察官から故障申立の手続がとられることがあった。その場合は、当該裁判所の会議局が故障申立の可否を判定した。この会議局の判定に不服がある場合に、被告人または検察官は大審院に上告することになる。

また、大審院の裁判における原則は、以下のようなものである。

①事実の判定は、下級審の裁判所の専権事項としている。すなわち、ある事件が、謀殺未遂か故殺未遂かあるいはその他の犯罪であるかの判断は下級審に任せられているので、上告が事実の判定のみを理由としているとみなされたときは、その上告は大審院において棄却の対象となる。

②上告が治罪法で定める上告理由に該当するとみなしたときに、大審院は審理を行い、判決を下している。上告理由は、治罪法第四一〇条（絶対的上告理由。「法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたとき」〔第一項〕、「除斥されるべき判事が審判に関与したとき」〔第二項〕など具体的な事例が二一個掲げられている）第四一一条（判決に影響を及ぼす法令違反があつたとき）第四一二条（量刑不当）・第四一三条（再審事由）・第四一四条（重大な事実誤認）・第四一五条（刑の廃止変更大赦）に規定するものに限定されている。

さて、大審院判決によると、謀殺罪の構成要件は三つの原因があつて成立する。三つの原因とは、①犯罪の決心②犯罪の予備③犯罪の着手である（一〇六三号）⁽⁶⁶⁾。また、故殺罪の構成要件は、①殺意②犯罪の着手である。そして、それらの未遂は、意外の障礙または舛錯によつて目的を遂げなかつたこととして（一二四五号）⁽⁶⁷⁾。

殺意があつたかなかつたについての大審院の判断は、「凡そ器物の用法及び現場の景況において、避けることができない危険又は惨酷なる所為を行つた殺害は、法律の推測をもつて有意の故殺であると認定することができる。然れども、被上告人において毫も殺意がない証拠が十分な場合には、器物の用法又は現場の景況のみに拘り概ね故殺の所為なりと審断してはならない」。事実に基づく判断が優先されたようである(一〇七四号、なぐられた腹いせで殺害)⁽⁶⁸⁾。必ずしも、犯行における凶器使用の有無が殺意の有無の判定に自動的にはつながらなかつたようである(一九五八号、たまたま田んぼで短刀をひろつた)⁽⁶⁹⁾。

予謀があつたかなかつたかの判定について、殺意の発生から犯行の着手までの時間がどの程度あつたか、十分に熟慮されたのか、凶器の準備がどのようになされたか(買ったのか、実家からもちだしたか)、凶器を入手したときに既に殺意があつたのか、あるいは、入手してから殺意が生じたか(たまたま拾つて犯行に使用した)などが検討された。以下に、(イ) 凶器を使用した故殺未遂であるとの原判決が大審院において破毀され、自判によつて謀殺未遂とされた事件(一八六三号)⁽⁷⁰⁾と、(ロ) 凶器を使用した⁽⁷¹⁾が、予謀による殴打創傷などとした原判決が大審院によつて支持された事件(一九五八号)の二つをあげて検討してみたい。

(イ) 被告人X1は、Aの薪を盗んだのでY1より同居を拒否され、同時に妻Bから離婚を請求された。そこで、X1は、Y1と妻Bが姦通しているので現在の事態に至つたと早合点してしまい、怒りのあまりY1と妻Bを殺そうとの念を起こした。そこで、明治一五年三月三日に、居住する村を出て郷里に向かい親と会つたが、怒りが収まらず静かに考える暇もなかつた。帰路X1は明治一五年三月六日栃木町で西瓜包丁を購入し、途中で酒を痛飲して帰宅するや否やY1に切りつけた。ところがY1が抵抗して目的を遂げることができなかつたので、その足で小金井分署に自首した。明治一五年七月二〇日、栃木重罪裁判所は、被告人を刑法第二九四条第一一二条第一一三条第八九条第九〇

条・第八五条により、軽懲役六年に処すとの言渡した。すなわち、故殺未遂罪としたのである。

これに対して、同裁判所検事補は、X1が殺意を起こしてから犯行に至るまで六日間あつて十分に静思熟慮の余裕があり、また郷里の両親に会いに行つたのは後顧の憂いなく犯行を執行しようとした証拠であつて、帰路凶器を購入している。まさに、X1の犯行は謀殺未遂であるとして上告した。

大審院は以下のように判決した。原判決が確定した事実によると、原判決には怒気鬱勃静慮に違なく〔X1が犯行に着手した〕との一句があるが、その一句の前には、既に殺意を決し、その後にあつては凶器を購求したとある。これによると、静思熟慮予め謀つてその後犯行を行つたものであることは明白であつて、本案の事實は謀殺未遂犯罪である。よつて治罪法第四二九条により原判決を破毀・自判して、刑法第二九二条第一一二条第一一三条第八九条第九〇条により重懲役九年に処した。

(ロ) 被告人X2は、明治二五年六月一日に酒に酔つて自宅を離れ、C村に行こうとして道を誤つて、D村に至る途中、田んぼで短刀を拾うことができた。そこで、かつて通行人に悪口を言われたのを思い出し、その遺恨を晴らすとの念慮を生じた。E家中に人声があるが、それは自分を罵つた通行人の声と同じであると誤信して、E家に突入してEの妻Y2を負傷させた。明治一五年一月二八日神奈川重罪裁判所は、被告人X2が殺意を生じたという証拠はないけれども、Eの妻Y2に腕及び頭部に傷を負わせ二〇日間疾病休業に至らしめたものと判定し、刑法第三八五条・第三〇二条・第三〇四条・第三〇一条第一項によつて数罪併発したのを以て同第一〇〇条に照らして、一の重き同第三〇一条・第三〇二条・第三〇四条を適用し、なお、同第八九条第九〇条によつて、本刑に二等減じて重禁錮八月に処すと言渡した。

これに対して、同裁判所検事は、被告人X2が侮辱された恨みを晴らすと侮辱したものを殺害しようとして、声

を誤認して執行したが意外の障礙によつて目的を遂げる事ができなかつたということは、企図と成跡に於いて明らかである。故に、検事予審等の調べの節申立の如きは、司法警察官の調書を翻異するに止まり、謀殺未遂犯であるのを免れることはできないので、刑法第二九二条同第一一二條第一一二条を適用すべきである。(中略) 擬律錯誤の裁判であるとして上告した。

大審院において、専任判事の報告により立会検事の意見と、大審院長の職権を以て選任した被告代理人の答弁を聴き、左のように判決した。

治罪法第一四六条第二項被告人の自白・官吏の検証調書・証拠物件・証人の陳述・鑑定人の申立その他諸般の徴憑は裁判官の判定に任すとあつて、証憑の採択事実の判定は承審官に専任する所の職権であつて、他よりこれを論難することができない。

本案被告人による犯罪の事實は原判文に掲載するように、被告人が殺意を生じたとの証拠は不充分であるとし、而して、かつて自分を罵つた人であると誤認して、予め謀つて人を殴傷した所為が明確であると判定した。然らば、その事實に対し刑法第三〇二条第三〇四条第三〇一条を適用したのは、最も当然である。(中略) 故に、原裁判は擬律の錯誤又は事實の理由を付さないものと為してこれを破毀する原因がないので、原檢察官上告及び被告代理人付帶上告の旨趣共に相立たないものとする。因つて、治罪法第四二七条に則り本案上告は総て棄却するものなり。

(イ)(ロ)の二つの事例を見ると、大審院は、上記のポアソナードらの考えに概ね忠実に謀殺・故殺の未遂事件について判断を下しているようである。殺意・予謀について、事實に基づいて判断している。また、凶器の使用も前後の事情と関連させて考察されており、凶器の使用が殺意に自動的に結び付けられていない。被害者の傷の程度についての⁽⁷²⁾大審院の判決を以下に掲げたい(二五一号)。

(八) 明治一五年一月二七日に、被告人X3は、逃走しようとして巡査Y3をピストルで撃つて負傷させるなどした。明治一五年三月二日に徳島重罪裁判所は、X3には殺意がなかったとして刑法第三〇一条によつて重禁錮三年の刑に処した。これに不服の原裁判所検事は上告した。

大審院は、立会検事の意見と代言人の答弁を聴いて以下のように判決した。

事実の認定は、事実裁判官の特権であるが、ピストルで撃たれた巡査X3の負傷の治癒に要する時間を記載しなかつたのは事実の理由を付さない不法の裁判であるとし、その他の擬律の錯誤も含めて治罪法第四二八条の規則によつて原裁判言渡全部を破毀し、広島重罪裁判所に事件審理を移管するとした。

(八)の判決が示しているのは、殴打創傷(暴行傷害)事件において傷の程度がどのようなものであるのか、すなわち全治何日であるかを具体的に判決で記載しないといけないということである。この記載がない場合は事実の理由を示さない判決として、上告の理由を構成するということである。

四 大津事件の罪刑

ここまで見てきて、大津事件における津田三蔵の凶行の経過をあらためて振り返つてみたい。あらためて言うまでもないが、事件直後の予審調書等の資料に基づく。

五月一日の午前中、御幸山で警備中に見た二人の外国人のうちの一人を津田三蔵はロシア皇太子と見誤つた。そして、津田の敬礼に対して答礼しないなどのことがあつて、ロシア皇太子に殺意を抱いたようである。そして、当日午後一時五〇分頃、第三の警備地点である下小唐崎町で津田は抜劍してロシア皇太子を襲撃して負傷させた。

津田のこの行為は、かれが撃剣の覚えがあることによつても、外形的には予め謀つて襲撃したとして、謀殺未遂とみなすことはできよう。しかし、殺意はあつたかも知れないが、その動機ははつきりしないのである。はつきり言つて、犯行直後の上司に対する報告、現場における大津地裁予審判事土居庸太郎の訊問、当日夜の同予審判事三浦順太郎の訊問などにおいて津田の供述は支離滅裂なのである。予め謀つたかということについては、是非善悪を判断した形跡やこのように重大な犯行を犯す上での決意を固めた経過について、予審判事たちはいずれにおいても訊問項目としていない。

また、先述のような事情によつて、ロシア皇太子の負傷の程度について正式の調書は作成されなかつたのである。傷がどのようなものか不明瞭ななかで作成された判決は不法なものではないのか。

津田の責任能力に関しては、五月一日の当日から幾日も経過しないうちに調査はされなくなつてしまつた。しかも、心神喪失だけが調査の対象となつており、心神耗弱が顧慮されていない。心神耗弱は刑法の規定になかつたと言われることができよう。確かに、刑法には第七八条「罪ヲ犯ストキ知覚精神ノ喪失ニ因テ是非ヲ弁別セサル者ハソノ罪ヲ論セス」とだけあつて、心神喪失（「知覚精神ノ喪失」）についての刑事免責が定められているに過ぎない。しかし、心神耗弱の規定は別の法律に登場しているのである。それは刑法の草案を作成した人物と同一の人物、すなわちポアソナードが草案作成の指導に当たつた旧民法に記載されている。旧民法人事編第二章禁治産第二節準禁治産第三二条に「心神耗弱者」が登場する。人事編は明治二三年一〇月七日公布であるので、法曹の職にあつたものがこれを知らなかつたのであろうか。私は、刑法の規定としてはなかつたとしても、「心神喪失」よりも軽い程度の「心神耗弱」が法の世界に登場していたのであるから十分に考慮されてしかるべきであつたと思うのである。

注(1) 尾佐竹猛『明治秘史疑獄難獄』一元社、一九二九年。

(2) 前掲書を定本としている。

(3) 関西大学における大津事件百周年を記念する行事での講演が本書成立の契機となっている。

(4) 京都にある東洋文化社から一九七四年に社会問題資料叢書第一輯第二九回配本として復刻された。

(5) 大体现在の京阪京津線に沿った道程で、追分駅、月心寺(走井)、大谷駅、蟬丸神社、札の辻、長等、園城寺町、中央、京町などに当たる。巻末に掲載した付図を参照。

(6) 安斎保『大津事件に就て』(下) 一〇〇〇〇〜一〇一頁。

(7) これらの資料を左に掲載する。

露国皇太子殿下ニ対シ危害ヲ加ヘ奉リシ當時住所氏名不詳ナリシ三重縣伊賀国阿拝郡上野町大字鉄砲津田三藏謀殺未遂被告事件檢證ヲ遂ゲ候ニ付左記ノ書類及送附候也

一、檢證調書 卷 通

但図面附

一、押収目録 卷 通

一、勾留状正本 卷 通

以上

明治二十四年五月十一日午後四時

大津地方裁判所

豫審判事 土井庸太郎印

同 所

檢 事 山 本 正 己 殿

檢證調書

明治廿四年五月十一日午後二時頃露国皇太子殿下京都へ還御ノ御道筋滋賀縣滋賀郡大津町大字下唐崎ニ於テ何者力殿下ニ対シ危害ヲ加ヘ奉リタリトノ急報ニ接シ本官ハ即時現場ニ出張檢證ヲ遂ゲル左ノ如シ

一、本官ノ現場ニ馳セ行ク途上大津町大字後在家ニ於テ既ニ皇太子殿下ニハ御頭部ニ包帯ヲ施シ再ビ滋賀県庁方角へ還御アラセラル、ヲ見受ケタリ夫レヨリ直ニ現場ヘ馳セ付ケタルニ暴行者ハ既ニ警衛ノ警察官ニ於テ取り押サヘ同町大字下唐崎吉田保及江木猪亦兩名住家裏庭ヘ引致シ居タルヲ以テ直チニ本人ニ就キ訊問ヲ試ミントスルモ同人ハ後頭部ニ創傷ヲ帯ビ出血甚シク為メニ応答スル能ハザルヲ以テ不取敢医師塚本安己、村治重厚ノ兩名ヲ呼び寄せ治療方ヲ命ジ置キ其間本官ハ當時現場ニ来会シ居タル滋賀縣巡查藤谷幹一ニ就キ當時ノ模様ヲ聞クニ同人ハ犯人ガ立番セシ所ヨリ東へ凡ソ十八九歩計リ隔リタル向ヒ側ニ在テ警衛シ皇太子殿下ガ危害ヲ受ケセラレタル其現場ノ模様ハ知悉セズト云フヲ以テ固ヨリ其確實ヲ得ズト雖モ當時犯人ガ同町大字下小唐崎第五番屋敷津田岩次郎門口ニ在テ警衛シ且皇太子殿下ニ対シ危害ヲ加ヘ奉リシ時間ハ極メテ瞬息ノ間ニ在リシコトハ同人ノ陳供ニ於テ既ニ明瞭ナルノミナラズ其近傍ニ群集セル拝觀者ノ評説ニ依テ之ヲ考フレバ犯人ガ皇太子殿下ニ対シ危害ヲ加ヘ奉リシ場所ハ即チ前頭岩次郎ガ門先ニ在リシモノト認ムルヲ得ベシ依テ前頭巡查藤谷幹一ヲ立会人トシ現場ニ就キ之ガ檢證ヲナスニ別紙図面ノ如ク當時犯人ヲ捕ラヘ引入レアリシ同町吉田保江木猪亦住宅ノ前ニ當リ點々ト血痕ノ附着スルアルヲ見ルモ他ハ更ニ異状ナク尚進ンデ皇太子殿下避難ノ為メ御立寄りアラセラレタル同町永井長助方ニ至リ之ヲ檢スルニ是レ亦異状ナク其他何レニ於テモ一ノ手掛リトナルベキ物件ヲ發見スルヲ得ザリシ依テ茲ニ現場ノ檢證ヲ止メ再ビ犯人ノ所在ニ立戻リ試ミニ左ノ如ク訊問ヲナシタリ

問 其方氏名年齢身分職業住所出生ノ地ハ如何

答 氏名八津田三歳年齢八三十七歳身分ハ士族職業ハ巡查住所ハ滋賀縣野州郡三上村大字三上出生ノ地ハ東京

問 只今露国皇太子殿下ニ対シ危害ヲ加ヘ奉リシハ其方カ

答 ハイ

問 何故ニカ、ル事ヲ為シタルカ

答 皇太子殿下ガ我瑞穂国へ傲然御来遊ナリシハ（以下聞キ取レズ）我ニハ三度迄最敬禮ヲ為シタルモ何ノ答禮モナシ：

記念碑ノ所ニテ實ニ憤慨ニ堪ヘマセン……我 皇帝陛下ハ實ニ御丁寧ナル御待遇ナリ……直子ニ東京ヘ御出ニナリ我ガ
皇帝陛下ヘ御挨拶アルベキ管ト思ヒマス

以上ノ如ク申立ツルニ依リ尚進ンテ詳細ノ訊問ヲ為サントスルモ事急遽ニ出デ犯人モ亦狼狽スルモノノ如ク且負傷ノ
為メ頗ル応答ニ苦ムノ状アルヲ以テ茲ニ右訊問ヲ中止シタリ而シテ犯人逮捕ノ際既ニ取り押サヘアリタル帶劍ヲ檢スル
ニ切尖ヨリ凡ソ三寸五分許リノ所ニ刃ノ毀ボル、所アリテ夫レヨリ以上ニ斑ニ血痕ノ附着スルヲ認メタルモ他ノ所持品
中ニ八毫モ證拠トナルベキモノヲ發見セズ。

一、前記ノ状況及ビ被告ノ陳述ノミニテハ末ダ犯罪ノ原因及ビ共犯者ノ有無等ヲ知ルニ由ナシト雖トモ犯人ガ其帶劍ヲ以テ
殿下ノ御頭部ヘ傷ヲ加ヘ奉リシ事實及ビ前記ノ陳述ニヨリ考フレバ犯人ハ豫メ謀リテ殿下ヲ害シ奉ラントシタルモ終ニ
其目的ヲ遂ゲザリシモノト思料セリ

一、前記犯罪ノ用ニ供シタリト思料スベキ帶劍ハ現場ニ於テ之ヲ押収シタリ
右檢證ハ同日午後二時廿分ヨリ始メテ午後三時五十分ニ終ル
明治廿四年五月十一日於現場此調書ヲ作ル

大津地方裁判所

豫審判事 土井 庸太郎

裁判所書記 武内 忠 篤

出張先ニ係ルヲ以テ官署ノ印ヲ押捺スル能ハズ

(8) 安齋前掲書、五九三〜九七頁。

(9) 安齋前掲書、一八九頁。

(10) 安齋前掲書、一七八頁。

(11) 安齋前掲書、一八八頁。

(12) 安齋前掲書、一九五頁。

(13) 安齋前掲書、一九八頁。

- (14) 安齋前掲書、二〇〇頁。
- (15) 安齋前掲書、二〇六頁。
- (16) 安齋前掲書、二〇九頁。
- (17) 安齋前掲書、二一四頁。
- (18) 安齋前掲書、二一六頁。
- (19) 安齋前掲書、二一六頁。
- (20) 安齋前掲書、二六〇頁。
- (21) 安齋前掲書、二七〇頁。
- (22) 安齋前掲書、二七〇頁。
- (23) 安齋前掲書、二七三〜七四頁。
- (24) 安齋前掲書、二八一頁。
- (25) 安齋前掲書、二九四頁。
- (26) 安齋前掲書、二九七頁。
- (27) 安齋前掲書、二九六〜九七頁。
- (28) 安齋前掲書、二四一頁。
- (29) 鎌倉利行『大津事件考』大阪大学出版会、二〇〇三年、一五三頁。
- (30) 安齋前掲書、二五二頁。
- (31) 鎌倉前掲書、一一二〜一四頁。
- (32) 安齋前掲書、三二一〜三二二頁。
- (33) 安齋前掲書、二五九頁。
- (34) 安齋前掲書、二六三頁。
- (35) 安齋前掲書、九七九〜八八頁。

- (36) 一八七三（明治六）年三月、敦賀県の発足直後、大野郡で真宗門徒を中心とする大騒動がおき、その波紋がさらに今立郡、坂井郡へと広がった。政府や県はこの事件を「暴動」とよび出兵鎮圧し関係者を厳しく処分した。また、当時の『撮要新聞』は「無知蒙昧」の徒が引きおこした「一揆」と報じた。騒動の引き金となったのは、教部省がすすめる教化政策にもとづく宗教の統制、つまり弱小な寺院を廃合し、従来の私的な説教を禁止するという措置であった。これに誰より不満をもった真宗の僧侶や門徒が事件を先導した。『図説 福井県史』（一九九八年刊行 福井県編集・発行）参照。
- (37) 一八七七（明治一〇）年三月、富山県礪波郡（現在の砺波市）一帯の農民のなかで、地租改正に伴う作徳米の取り分をめぐる紛争が生じ、やがて暴動となり政府が鎮圧した。『砺波市史』資料編第三卷（近現代）一九九三年。
- (38) 安齋前掲書、二六三頁。
- (39) 鎌倉前掲書、七六～七七頁。
- (40) 安齋前掲書、九九〇頁。
- (41) 安齋前掲書、六〇七頁。
- (42) 安齋前掲書、六一三頁。
- (43) 安齋前掲書、六一三頁。
- (44) 安齋前掲書、九九一頁。
- (45) 安齋前掲書、六〇七頁。
- (46) 安齋前掲書、六一〇頁。
- (47) 安齋前掲書、六一一頁。
- (48) 安齋前掲書、六一一頁。
- (49) 中谷陽二『精神鑑定の事件史——犯罪は何を語るか——』中公新書、一九九七年、一三七頁。
- (50) 安齋前掲書、六〇七～六〇八頁。
- (51) 中谷前掲書、一一七～一二〇頁。

- (52) 安齋前掲書、九九三頁。
- (53) 安齋前掲書、九九七頁。
- (54) 中谷前掲書、一三八〇三九頁。
- (55) 安齋前掲書、二〇六頁。
- (56) 安齋前掲書、二六五頁。
- (57) 岡本静馬訊問調書（安齋前掲書、六一二頁）、町井義純訊問調書（安齋前掲書、六一四頁）。
- (58) 中谷前掲書、一三九頁。
- (59) 明治二四（一八九二）年五月二七日に下された大審院判決は以下の通りである。

「判決書

三重縣伊賀国阿拜郡上野町大字徳居町土族
滋賀縣近江国野洲郡三上村大字三上寄留

津 田 三 藏

安政元年十二月生

右三藏ニ対スル被告事件檢事総長ノ起訴ニ依リ審理ヲ遂クル處被告三藏ハ當時滋賀縣巡查奉職ノ身ヲモ顧ミス今回露西亜国皇太子殿下ノ我邦ニ來遊セラル、ハ尋常ノ漫遊ニアラサルヘシト妄信シ私ニ不快ノ念ヲ懷キ居タル處明治廿四年五月十一日殿下滋賀縣ヘ來遊ニ付キ被告三藏ハ大津町三井寺境内ニ於テ警衛ヲ為シ其際殿下ヲ殺害セントノ意ヲ發シ時機ヲ窺ヒ居ル處被告三藏ハ尋テ同町大字下小唐崎町ニ警衛シ居タリシニ同日午後一時五十分頃殿下ガ同所ヲ通行アラセラレタルニ當リ此機ヲ失セハ再ヒ其目的ヲ達スルノ時ナカルヘシト考定シ其帶劍ヲ抜キ殿下ノ頭部ヘ二回切り付ケ傷ヲ負ハセ參ラセシニ殿下ハ其難ヲ避ケントセラレシヨ被告三藏ハ尚ホ其意ヲ遂ケント之ヲ追躡スルニ當リ他ノ支フル所トナリ其目的ヲ遂ケサリシモノト認定ス

右ノ事實ハ被告人ノ自白証人向畑治三郎ノ陳述天津地方裁判所豫審判事ノ作りタル檢証調書証人北賀市市太郎西岡太郎吉医士（師）野並魯吉巡查菊池重清ノ豫審調書及ヒ押収シタル刀ニ依リ其証憑充分ナリトス之ヲ法律ニ照スニ其所為

八謀殺未遂ノ犯罪ニシテ刑法第二百九十二條第百十二條第一項ニ依リ被告三藏ヲ無期徒刑ニ處スルモノナリ
 犯罪ノ用ニ供シタル刀ハ滋賀縣廳ニ還付ス

明治廿四年五月廿七日大津地方裁判所ニ開ク大審院法廷ニ於テ検事総長三好退藏検事川目亨一立合ノ上宣告ス

大審院部長判事 堤 正己
 大審院判事 中 定勝

同 土師 經典

同 安居 修藏

同 井上 正一

同 高野 真遜

同 木下 哲三郎

大審院書記 西牟田 豊親

同 笹本 栄藏

(60) 岩村等『入門日本近代法制史』ナカニシヤ出版、二〇〇三年、第四章(六一〜七八頁)参照。

(61) 早稲田大学鶴田文書研究会・早稲田大学編『日本刑法草案会議事録』第三分冊、早稲田大学出版部、一九七七年、一

六二八頁下段。

(62) 『日本刑法草案会議事録』第三分冊、一六一三〜五三三頁。

(63) 宮城先生講述『刑法講義』明治法律学校、一八八四年、八二二〜三〇頁。

(64) 雄松堂出版、日本博士論文登録機構、二〇〇一年(オンデマンド出版)。

(65) 出典は、国立国会図書館近代デジタルライブラリーで公開されている司法省蔵版『大審院刑事判決録』(ZDC三二

〇九八の二六、全国書誌番号：四〇〇二八二七九)である。

(66) 明治一六年六月一九日上告、同年七月二三日申渡。前掲『大審院刑事判決録』第五二冊一九四〜九六頁、PDFファ

イル一〇一〜一〇二コマ。

- (67) 明治一五年一月二九日上告、明治一六年九月七日申渡。前掲『大審院刑事判決録』第五三冊二四〇～二六頁、PDF
 ファイル二七〇～二八コマ。
- (68) 明治一五年一月二五日上告、明治一六年七月二六日申渡。前掲『大審院刑事判決録』第五二冊二一六～一八頁、
 PDFファイル二二二〇～二二三コマ。
- (69) 明治一六年二月二日上告、明治一六年二月一四日発付。前掲『大審院刑事判決録』第五五冊一四〇～四三頁、PDF
 ファイル八四〇～八五コマ。
- (70) 明治一五年二月二三日上告、明治一六年二月五日発付。前掲『大審院刑事判決録』第五五冊六一～六四頁、PDF
 ファイル四四〇～四六コマ。
- (71) 注(69)と同一。
- (72) 明治一五年九月一八日上告、明治一六年三月一六日申渡。前掲『大審院刑事判決録』第四九冊三七六～七九頁、PDF
 ファイル二〇一〇～二〇二二コマ。

大津を中心とした周辺地図



